

沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、構成団体と協議をするため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

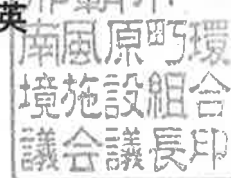
令和 3 年 10 月 29 日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間 幹子

（提案理由）

沖縄県市町村総合事務組合の共同処理する事務に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

令和 3 年 10 月 29 日 原案可決
那覇市・南風原町環境施設組合
議長 翁長 俊英



沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

沖縄県市町村総合事務組合規約（昭和50年沖縄県指令総第439号）の一部を次のように変更する。

第3条第3号中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に、「第15条の8」を「第25条」に改める。

第3条第4号中「第36条の3」を「第36条の3第1項」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(10) 交通災害共済事業に関する事務

第9条第4項を削る。

第9条の次に次の1条を加える

(会計管理者)

第9条の2 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、組合の職員のうちから、組合長が命ずる。

別表第1中「、沖縄県町村交通災害共済組合」を削る。

別表第2第3条第2号に関する事務の項中「、沖縄県町村交通災害共済組合」を削る。

別表第2に次のように加える。

第3条第10号 に関する事務	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町
-------------------	--

附 則

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

2 組合は、令和4年3月31日をもって解散する沖縄県町村交通災害共済組合の事務及び財産を承継する。

沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

変更案	現行
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第2に掲げる組合市町村の次の事務を共同処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 消防組織法(昭和22年法律第226号) <u>第24条第1項</u>の規定に基づく非常勤消防団員に対する損害補償及び同法第 <u>25条</u>の規定に基づく非常勤消防団員に対する退職報償金の支給に関する事務</p> <p>(4) 消防法(昭和23年法律第186号) <u>第36条の3第1項</u>の規定に基づく消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に対する損害補償に関する事務</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>交通災害共済事業に関する事務</u></p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第2に掲げる組合市町村の次の事務を共同処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 消防組織法(昭和22年法律第226号) <u>第15条の7第1項</u>の規定に基づく非常勤消防団員に対する損害補償及び同法第 <u>15条の8</u>の規定に基づく非常勤消防団員に対する退職報償金の支給に関する事務</p> <p>(4) 消防法(昭和23年法律第186号) <u>第36条の3</u>の規定に基づく消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に対する損害補償に関する事務</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>
<p>(組合の執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第9条 組合に組合長及び副組合長1人を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 _____</p> <p>(会計管理者)</p> <p>第9条の2 組合に会計管理者を置く。</p> <p><u>2 会計管理者は、組合の職員のうちから、組合長が命ずる。</u></p>	<p>(組合の執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第9条 組合に組合長及び副組合長1人を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>組合に会計管理者を置く。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

別表第1 組合を組織する地方公共団体

宜野湾市、沖縄市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

南部水道企業団、倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、島尻消防組合、東部消防組合、中部衛生施設組合、中城村北中城村清掃事務組合、金武地区消防衛生組合、中城北中城消防組合、国頭地区行政事務組合、南部広域行政組合、

中部広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町村圏事務組合、八重山広域市町村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合

別表第1 組合を組織する地方公共団体

宜野湾市、沖縄市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

南部水道企業団、倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、島尻消防組合、東部消防組合、中部衛生施設組合、中城村北中城村清掃事務組合、金武地区消防衛生組合、中城北中城消防組合、国頭地区行政事務組合、南部広域行政組合、沖縄県市町村交通災害共済組合、中部広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町村圏事務組合、八重山広域市町村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合

別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体

第3条第1号に関する事務	(略)
第3条第2号に関する事務	宜野湾市、沖縄市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町 南部水道企業団、倉浜衛生施設組合

別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体

第3条第1号に関する事務	(略)
第3条第2号に関する事務	宜野湾市、沖縄市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町 南部水道企業団、倉浜衛生施設組合

	<p>、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、島尻消防組合、東部消防組合、中部衛生施設組合、中城村北中城村清掃事務組合、金武地区消防衛生組合、中城北中城消防組合、国頭地区行政事務組合、南部広域行政組合、</p> <p>中部広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町村圏事務組合、八重山広域市町村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、島尻消防組合、東部消防組合、中部衛生施設組合、中城村北中城村清掃事務組合、金武地区消防衛生組合、中城北中城消防組合、国頭地区行政事務組合、南部広域行政組合、<u>沖縄県町村交通災害共済組合</u> 中部広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町村圏事務組合、八重山広域市町村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合</p>	
第3条第3号から第7号までに關する事務	(略)	第3条第3号から第7号までに關する事務	(略)
第3条第8号に關する事務	(略)	第3条第8号に關する事務	(略)
第3条第9号に關する事務	(略)	第3条第9号に關する事務	(略)
第3条第10号に關する事務	<p><u>国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町</u></p>		